

税率の特例適用に係る製造場の選択届出書

収受印		整理番号	※
令和 年 月 日	届 出 者	(住所) 〒	
		(電話番号 — —)	
税務署長 殿		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)	
租税特別措置法第 87 条第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則第 54 条若しくは第 55 条の規定の適用を受ける製造場等の選択をしたいので下記のとおり届出します。			
税率の特例適用に係る選択製造場等	(所在地) 〒		
	(名称)		
税率の特例適用対象酒類の品目	※附則第 54 条又は第 55 条の規定を適用している場合のみ記載		

※以下は上記に記載している製造場等以外の製造場等を記載してください。

書ききれない場合は、次葉に記載してください。

その他に有している製造場等	(所在地) 〒		
	(名称)	(所轄税務署名) 税務署	
	(税率の特例適用対象酒類の品目) ※附則第 54 条又は第 55 条の規定を適用している場合のみ記載		
その他に有している製造場等	(所在地) 〒		
	(名称)	(所轄税務署名) 税務署	
	(税率の特例適用対象酒類の品目) ※附則第 54 条又は第 55 条の規定を適用している場合のみ記載		
その他に有している製造場等	(所在地) 〒		
	(名称)	(所轄税務署名) 税務署	
	(税率の特例適用対象酒類の品目) ※附則第 54 条又は第 55 条の規定を適用している場合のみ記載		
※ 税務署処理欄	番号確認	入力年月日	担当者

「税率の特例適用に係る製造場の選択届出書」の記載要領

- 1 この届出書は、複数の製造場等を有する承認酒類製造者が、以下のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - (1) 租税特別措置法第 87 条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》を適用する場合において、月中に当年度酒税累計額が 5,000 万円、8,000 万円又は 1 億円を超える場合に、複数の製造場等のうち、選択した 1 製造場から、順次、税率の特例を適用するとき。
 - (2) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則（以下「令和 5 年改正法附則」という。）第 54 条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》又は第 55 条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の適用を受けようとする数量が、月中に 200k1 に達する場合に、複数の製造場等のうち 1 製造場で税率の特例を適用するとき。
- 2 この届出書は、当年度酒税累計額が 5,000 万円を超えることとなる月又は令和 5 年改正法附則第 54 条若しくは第 55 条の規定の適用数量が 200k1 に達する月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに、上記 1 で選択した製造場等の所在地を所轄する税務署長に提出してください。
- 3 ※印欄は記載しないでください。